

※市確認欄	受付日	年 月 日 ()	保険	システム	児童数	口座	
						新規	継続
	新 1 年生：4/1 からの利用希望(有 ・ 無)					減免	

誓 約 書

和泉市教育委員会 あて

このたび、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業として実施する和泉市留守家庭児童会（以下「仲よしクラブ」という。）に仲よしクラブ利用案内の内容を理解したうえで入会申請を行い、入会決定を受けた後は、関係法令、和泉市留守家庭児童会条例及び同条例施行規則並びに仲よしクラブ利用案内、下記の事項を遵守します。

記

1. 仲よしクラブでの活動について、和泉市教育委員会及び仲よしクラブ支援員の指示に従います。
2. 仲よしクラブの活動中、事故やけがの連絡があった場合は即時に対応し、病気等（児童本人が体調不良を訴えた場合を含む）の連絡があった場合は速やかに迎えに行きます。
3. 児童が感染症をり患又は濃厚接触者になった場合、学校保健安全法が規定する出席停止措置の期間中は、仲よしクラブの利用をしません。その場合、仲よしクラブの負担金及び諸費の返金及び日割り返金はないことを承諾します。
4. 他の児童や仲よしクラブ支援員及び施設等に対し不適切な行為が続き、支援員が指導・制止しても改善しない場合、仲よしクラブの一時利用停止又は退会となることを承諾します。その場合、仲よしクラブの負担金及び諸費の返金や日割り返金はないことを承諾します。
5. 春・夏・冬休みの期間内並びに土曜日は、開所時間（午前8時）以降の登校・入室を厳守します。午前9時30分以降に入室する場合は、事前連絡のうえ、保護者同伴で入室します。
6. 午後5時以降（11月から1月は午後4時45分以降）の下校については、保護者等が必ず午後7時までにお迎えに行きます。なお、午後6時以降の利用については、別途延長負担金を納付します。
7. 退会届や休会届について、指定された期日までに提出します。
8. 保護者負担金、延長負担金並びに諸費について、仲よしクラブの欠席に応じた返還金の請求は行いません。
9. 保護者負担金、延長負担金並びに諸費について、納付期限までに必ず納付し滞納しません。
10. 各種感染症拡大防止のため、日頃からこまめな手洗いを徹底し、仲よしクラブ利用時には状況に応じてマスクを着用します。また、毎朝の検温を行い、発熱や風邪症状、においや味覚異常がある時は登校を控え、必ず仲よしクラブに連絡します。

令和 年 月 日

住 所

保護者名

※自署の場合、押印不要

児 童 名

～新1年生（年度当初からの入会希望）のみ、いずれかに○印を記入してください～

令和7年4月1日から仲よしクラブの利用を希望（ します ・ しません ）

※「しません」に○印を記入された場合は、4月8日からの利用開始となります

※どちらの利用開始日であっても、保護者負担金は変わりません